



報道関係各位

スポーツ振興基金助成金(アスリート助成)の返還について

このたび、標記助成金を受給していたボクシング選手が、一般社団法人日本ボクシング連盟(以下、「ボクシング連盟」といいます。)前会長の指示により、他の選手に助成金を分配していた事案を受けて、当該行為が、スポーツ振興基金助成金交付要綱第16条第1項第1号の「助成金の交付決定の内容に違反した場合」に該当するものとして、平成30年11月20日付けで、下記のとおり、該当選手に係る標記助成金の交付決定を一部取り消すとともに、該当選手に対し助成金の返還を命ずる通知を送付しましたので、お知らせいたします。

なお、ボクシング連盟に対しては、団体の運営状況等を確認する必要があるものとして、スポーツ振興事業助成の交付決定を留保しており、「日本ボクシングを再興する会」による告発状や、ボクシング連盟が設置した第三者委員会による調査報告書に記載のあるスポーツ振興事業助成に係る事項について、具体的な再発防止策等の報告を求めているところです。

記

1 助成決定者

成松大介 選手

2 対象となる助成金及び返還すべき助成金額

平成27年度スポーツ振興基金助成金(アスリート助成) 160万円

3 返還期限

平成30年12月10日(月)